○とみやロードサポート報償金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、市民と行政が協力し、快適で美しい道路環境づくりを推進する「とみやロードサポート制度」の実施にあたり、市道の維持管理にご協力をいただける団体に対し、予算の範囲内において報償金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象団体の要件）

第2条　対象団体は、富谷市内の町内会内及び市内に本店・支店・営業所等を有する企業内において構成する団体並びに市民グループ等の団体で、次の各号に掲げる要件の全てを満たす団体（以下「団体」という。）とする。

1. 構成員5名以上20名以内の団体であること。
2. おおむね100メートル以上の対象区間で活動を実施できること。
3. 年間2回以上の活動を実施できること。
4. 1年以上継続的に活動を実施できること。

（活動の範囲等）

第3条　この要綱の対象とする活動の範囲は、市道の区域内とする。

2　第6条の規定により登録の認定を受けた団体（以下「登録団体」という。）が活動する対象区間については、市が業務委託により除草や街路樹の剪定を実施している市道で、市と登録団体が協議して決定するものとする。

3　市が主催して行う春・秋のクリーン作戦における活動及び町内会が行う日

曜清掃などの活動については、対象外とする。

（活動の内容）

第4条　活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　除草（人力除草、機械除草）

(2)　街路樹の剪定（安全に作業が出来る範囲内の剪定）

（市が行う支援）

第5条　活動を実施する登録団体に行う市の支援は、次の各号に掲げるものと

　する。

　(1)　活動の安全対策に必要なカラーコーン等の貸与

　(2)　活動に必要なゴミ袋や土のう袋等の支給

　(3)　活動により発生したゴミ等の回収

　(4)　登録団体の要請に基づく現地指導や助言

　(5)　傷害保険、賠償責任保険への加入

　(6)　報償金の交付

　(7)　活動の対象区間に団体名を表示するサインボードを設置

（登録申請等）

第6条　活動を希望する団体は、市長の定める日までに登録団体認定申請書（様式第1号）に構成員名簿（様式第2号）等を添付して市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、団体の登録を認定したときは、登録団体認定通知書（様式第3号）により当該団体に通知するものとする。

3　登録団体が、登録の認定を受けた年度以降において、引き続き活動を実施する意思を表明したときは、第1項の申請書の提出は、不要とすることができるものとする。

（申請内容の変更等）

第7条　登録団体が、申請内容の変更又は登録の解除を行うときは、登録団体認定変更（解除）申請書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更又は登録の解除を認定したときは、登録団体認定変更（解除）通知書（様式第5号）により登録団体に通知するものとする。

（活動計画の届出）

第8条　登録団体は、当該年度において、市長の定める日までに、活動計画届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2　前項の届出書の内容に変更が生じた場合は、活動計画変更届出書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（活動の支援依頼）

第9条　活動の実施にあたり、第5条第1号から第4号までの規定による市が行う支援を受けたい登録団体は、活動予定日の概ね10日前までに、活動支援依頼書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（事故報告）

第10条　登録団体は、第8条の届出による活動中に事故が発生したときは、速やかに市に連絡するとともに、事故報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

（報償金）

第11条　報償金は、とみやロードサポート制度により活動を実施した登録団体に対し、1人1回当たり2千5百円を交付し、同一年度内における1人当たりの上限額を5千円とする。

（交付申請）

第12条　登録団体は、第8条の届出による年間活動を完了したときは、完了日から30日以内に、報償金交付申請書（様式第10号）に作業前、作業中、作業後の写真等を添えて、市長に提出しなければならない。

（報償金の交付決定）

第13条　市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、報償金交付決定通知書（様式第11号）により報償金の交付決定をするものとする。

（報償金の請求及び交付）

第14条　前条の規定により交付決定を受けた登録団体は、交付決定を受けた日から30日以内に、報償金請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（報償金の交付決定の取り消し）

第15条　市長は、登録団体が第2条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき又はこの要綱の規定に違反したとき若しくは偽りその他不正な手段により報償金の交付決定を受けたときは、報償金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

2　市長は、前項の規定により報償金の交付決定を取り消したときは、報償金交付決定取消通知書（様式第13号）により登録団体に通知するものとする。

3　市長は、第1項の規定により報償金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に報償金を交付しているときは、期限を定めて報償金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。